

(案)

令和 7 年 1 月 14 日

佐倉市上下水道事業管理者 関 口 直 行 様

佐倉市水道料金及び下水道使用料のあり方に関する懇話会
会 長 大 塚 成 男

「佐倉市水道料金及び下水道使用料のあり方に関する懇話会」に関する提言

『佐倉市水道料金及び下水道使用料のあり方に関する懇話会』では、佐倉市上下水道ビジョンの基本理念「快適な暮らしを未来につなぐ佐倉の上下水道」を踏まえ、今後の水道料金及び下水道使用料（以下「料金等」という。）のあり方について議論を重ねてきました。

その結果、当懇話会の結論として、料金等のあり方について、下記のとおり提言いたします。

1 料金等のあり方について（共通事項）

水道事業及び下水道事業については、地方財政法上の公営企業とされ、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく「独立採算制の原則」が適用されますが、人口減少や節水機器の普及等により経営の根幹となる料金等の収入は、長期的な減収が見込まれております。また、大規模地震など災害への備えとして、上下水道施設の老朽化、耐震化対策は急務であり、多くの資金が必要です。

このような中で、当懇話会は、佐倉市の水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）が、将来にわたり健全で持続可能な事業運営を維持することを念頭に、利用者にとっても適正な負担となるよう、経営と負担の両面から料金等のあり方について、検討を行いました。

なお、今回の検討にあたり、事務局から以下 4 点の考え方が示されました。

当懇話会としては、これらは、上下水道事業にとって必要かつ適正な考え方と判断し、この考え方を踏まえつつ、料金等のあり方については、水道、下水道、それぞれの経営実態や市民負担などを総合的に考慮し、検討することといたしました。

- ①独立採算制の原則に則り、一般会計からの基準外繰出※1を受けずに経営を安定させること。
- ②適正な料金等を確保するため、総括原価方式※2により料金算定を行うこととし、総括原価には、佐倉市の実情に応じた適切な資産維持費※3を算入すること。
- ③ 事業運営の健全性を保つため、料金算定期間※4の収益的収支については、佐倉市基準※6の利益を確保すること。
- ④ 災害時に対応できるよう、現金預金については1年間の料金等の収入の2分の1を最低限保有すべきとすること。※7

※1) 一般会計から公営企業に繰出す経費のうち、総務省が示した繰出基準に合致しない経費

※2) 総括原価方式とは、料金算定期間における給水にかかる原価を積み上げた金額（総括原価）を、見込まれる給水収益で賄うことをいう。総括原価には、人件費や減価償却費等の営業費用及び支払利息等の営業外費用の他、健全な運営を確保するため、適正な資産維持費を算入することが求められている。

※3) 資産維持費とは、物価変動に伴う工事費増大等への備えとして、水道料金算定要領において総括原価に算入すること（利益に上乗せすること）が求められており、その額は償却資産の額に資産維持率3%を乗じた額が標準とされている。

※4) 料金算定期間について、水道料金算定要領※5（以下、「算定要領」という。）では、料金算定期間は概ね3年から5年とされており、今回の懇話会での算定期間は令和8年度～令和11年度までの4年間を設定した。

※5) 算定要領とは、公益社団法人日本水道協会が作成、公表している水道料金算定の基本的考え方で、全国水道事業者が水道料金改定時に参考とする標準的な指針である。

※6) 佐倉市基準とは、今後の施設の更新費用を確保するために、総括原価に含まれる費用のうち減価償却費について、長期前受金戻入（過去に受けた補助金等を収益化するもので現金の裏付けのない会計処理上の収入）を差し引かない基準。この基準を採用することにより外部からの補助金等の資金に頼らない独立採算での経営が可能となる。

※7) 現金収入が滞る大規模災害時に、利用者からの収入が滞る可能性がある期間を概ね6カ月と想定し、それに見合う現金預金を保有すべきと考えていること。

2 水道料金のあり方について

(1) 改定の有無について

水道事業については、現行水道料金（以下「料金」という。）を維持した場合、人口減少等に伴う料金収入の減少や、耐震化工事に伴う減価償却費も増加します。試算では令和8年度及び令和10年度に赤字となり、その後も赤字幅は増加する推計となっています。また、現金預金についても最低限保有すべき年間の料金収入の2分の1を令和12年度には下回ることとなります。

このように、経営状況が厳しくなると試算されていることから、経営改善の余地についての議論を行いました。まず、料金収入以外の安定財源の確保という観点から、一般会計からの繰り入れも検討しましたが、佐倉市の令和4年度決算での財政力指数は0.89であるものの、低下傾向にあります。また、経常収支比率は92.6%と高い水準にあり、財政の硬直化が見られることから、一般会計から水道事業への基準外繰出に頼ることは、福祉等其他の事業を圧迫することにもつながりかねず、適切でないと判断しました。その他、経費の節減については、これまで組織のスリム化や包括的な委託、水の購入費用である受水単価の引き下げなどの抜本的な取り組みを行い、これらの効果をあわせると年間の削減額は約1億円に上っていることから、今後引き続き節減の工夫を行うとしても、大きな金額を生むことは難しいことを確認しました。これらのことから、料金の改定はやむを得ないという結論に達しました。

(2) 改定率について

具体的な改定案として、平均改定率13.2%の考え方を基本とした改定水準が妥当であるという結論となりました。理由としては以下のものがあげられます。

- ・算定要領に基づく総括原価方式による料金算定では、（3割を超える）大幅な改定率が示されたが、いくつかのパターンを検討したうえで、資産維持費を調整した平均改定率13.2%のパターンは、使用者へ与える影響を抑えつつ、事業運営の健全性を保つため料金算定期間の先である令和11年度以降の経営状況の維持も考慮したものとなっている。

- ・資産維持費について、今後の施設の更新・再構築等を円滑に推進し、永続的なサービス提供を維持するために施設更新費用を前倒しして経営判断に組み入れるための経費であり、水道施設の耐震化や更新を進めていく事業費を確保するため資産維持率0.4%を総括原価に含めることが妥当である。

(資産維持率0.4%の算入については、付属資料P12参照)

- ・料金体系については、現行の二部料金制を維持し、基本料金はメーター口径別に一定額を定めた口径別料金体系、従量料金は使用量増加に伴い段階的に高額となる逦増型料金体系を引き続き採用すべき、という結論に達した。
- ・基本料金については、一部の使用者に急激な料金負担増にならないように、すべての使用者で公平に担うことが現実的と考えられるため、平均改定率(前述の13.2%)を現行基本料金に乘じる一律改定を基本とすることが、妥当である、と判断した。

従量料金については、基本料金の改定で大口の使用者の負担が大きいことや、経営改善に寄与するための企業誘致に影響を与えることが懸念されることなどから、算定要領に基づき逦増度の緩和を行っていくこととした。具体的な改定額の設定については、算定要領に基づき均一型料金を算出し、それを基準額とした上で、前述した逦増度緩和の方針に基づき、現行の5つの水量区画の料金単価が基準額を下回る2区画の料金(1 m³~10 m³は24円改定、11 m³~20 m³は12円改定)を改定し、基準額を上回る3区画の現行料金を据置きする案(別紙付属資料P18図表13)とすることが妥当であると判断した。

(3) まとめ

これらのことから、算定要領に基づく料金体系(均一型料金)に段階的に近づける、という考え方を踏まえつつも、平均改定率13.2%の考え方を基本とした改定案は、使用者へ与える影響を抑えつつ、事業運営の健全性を保つため料金算定期間の先である令和11年度以降の経営状況の維持も考慮したものであることや、小口利用者と大口利用者の負担増のバランスや改定時の市民理解などを総合的に考慮したもので、現実的な改定案と認められます。

3 下水道使用料のあり方について

(1) 総括事項

下水道事業については、人口減少や施設の老朽化対策、印旛沼流域下水道（千葉県）の地方公営企業法の適用（企業会計方式の導入）以降の流域下水道維持管理負担金の単価変動など、今後、経営状況の悪化が懸念されるものの、平成29年度の下水道使用料の改定以降、経営状況は安定しており、現行の使用料体系で当面の間は、安定的な経営を維持することが可能と判断されます。

このことから、現時点での改定は見送るべき、との事務局の判断は妥当であるとの結論に至りました。

4 今後に向けて期待すること

(1) 前回懇話会付帯意見の継続

前回、懇話会提言で示された“広報による周知・理解”“適時適切な検討”“経営努力による原価低減”の趣旨は、引き続き取り組むことを要請する。

(2) 災害対策の強化推進

今回、水道の料金改定では、耐震化等を進めるうえで必要な費用確保のため、資産維持費を考慮した改定案を選択したが、能登半島地震の被害状況や教訓から、上下水道の重要性（水源から放流先までの機能を確保すること）が改めて再認識された。

今後も料金等の改定で得られた資金については、災害時に安定した水供給と排水処理の安全性が確保されるよう、適切に活用するとともに、更なる対策の強化推進を要請する。

(3) 先進技術の活用

先進技術（スマートメーターや衛星技術を利用した漏水調査など）の調査研究や導入についても、資金を注ぎ、将来に向けたコスト削減に繋げることが望ましい。

(4) 増度の緩和

従量料金について、本案は算定要領に基づく料金体系では均一型料金が原則であり、段階的に均一型料金に近づける、という考え方を踏まえている。小口利用者と大口利用者の負担のバランスや改定時の市民理解などを総合的に考慮した改定案であるが、引き続き、均一型料金に近づけることを要請する。

5 付属資料

付属資料は、「佐倉市水道料金及び下水道使用料のあり方」に関する提言をまとめるにあたって、懇話会において事務局から提示された資料や説明に基づく審議過程の要点を整理したものです。

佐倉市水道料金及び下水道使用料のあり方に関する懇話会

会 長	大 塚 成 男
副会長	山 本 一 子
委 員	赤 木 敦
委 員	川 上 郁 貴
委 員	内 藤 寛 子
委 員	白 濱 敏 則

「佐倉市水道料金及び下水道使用料のあり方に関する懇話会」に関する提言

【 付 属 資 料 】

1 共通事項

(1) 一般会計からの繰出について

佐倉市では、総務省から示されている一般会計が負担等すべき経費については、全額、上下水道事業に対し繰出金（例：水道事業は、消火栓等に要する経費など・下水道事業は、雨水処理に要する経費など）として支出しているが、赤字に対する補填は行っていない、との説明がありました。

地方公営企業法第17条の2第2項の規定では、水道水を供給するため必要な経費は、その経営に伴う収入をもって充てることとなっており、佐倉市の一般会計と上下水道事業の関係は、独立採算制の原則に沿ったものと判断されます。よって、本懇話会では、今回の検討においては、地方公営企業の原理原則に基づき、一般会計からの繰り入れは、受けずに経営を安定させることを念頭に検討することといたしました。

(2) 資産維持費の算入について

資産維持費については、算定要領で償却資産額（算定期間の期首と期末の平均残高）に3%を乗じた額を総括原価に加えることを標準としています。各水道事業者の創設時期や施設の更新状況を勘案して決定することとされています。この点、上下水道事業では、総括原価の算出に当たり佐倉市の実情に応じた適切な資産維持費を算入することとしています。

注) 今回、改定することとした水道料金に係る資産維持費は、13ページのパターン③、④補足を参照

(3) 佐倉市が考える安定経営の水準

上下水道事業では、経営の実態をより厳格に見極めるため、損益計算書で示される当年度純利益（以下「純利益」という。）と併せて、佐倉市基準として、純利益から現金の裏付けのない長期前受金戻入を差し引いた額を重要視しております。

具体的には、佐倉市基準による純利益が黒字となる状況が、佐倉市が考える安定経営の水準としています。なお、本水準は、上下水道事業が今後予定する上下水道施設の老朽、耐震化対策を計画通り実施することを前提にしており、将来の更新費用として必要な経費を捻出するための水準でもあります。

(4) 災害対応を見据えた現金預金残高について

事業経営を安定的に維持するためには、保有する現金預金の残高も重要な要因です。この点、上下水道事業としては、災害対応（※1）の観点から、最低限1年間の料金等の収入の1/2程度（基準額としては、水道事業で15億円～16億円程度、下水道事業で12億円～13億円程度）を確保することが望ましい、とする考え方が示されました。

議論の中で最低限の現金預金の確保は必要であるという一方、能登半島地震の災害復旧に相当な時間を要している状況を踏まえると、災害のために備える適正な現金預金の規模については、今後検討の余地があるとの意見もありました。

※1 災害対応（災害への備え）

現金収入が滞る大規模災害時に、利用者からの収入再開や本格的な復旧工事に着手するまでの期間として6カ月を想定し、それに見合う現金預金を保有すべきと考えていること。

(5) 料金等の算定期間について

懇話会と料金等の改定スケジュール（算定期間含む）について、以下の説明がありました。

- ・佐倉市上下水道部では、「佐倉市水道料金及び下水道使用料のあり方に関する懇話会」を開催し、適正な水道料金、下水道使用料の在り方について検討していること。
- ・今後も佐倉市総合計画に基づく基本計画の計画期間と懇話会の設置時期を合わせ、定期的に適正な料金等のあり方を検討していく予定であること。
- ・以上を踏まえ、今回の算定期間は、令和8年度（改定年度）から令和11年度（次回改定年度の前年度）としたこと。

図表1 懇話会と料金等の改定スケジュール（予定）

懇話会と料金等の改定スケジュール(予定)

年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
懇話会	○				○				○				○			
条例改正		△				△				△				△		
改定			■				■				■				■	
算定期間			算定期間				算定期間				算定期間				→	→
市総合計画	前期基本計画				中期基本計画				後期基本計画				次期基本計画		前期	

※本表スケジュールは、改定時のもので、改定しない場合、条例改正はありません

2 水道料金について

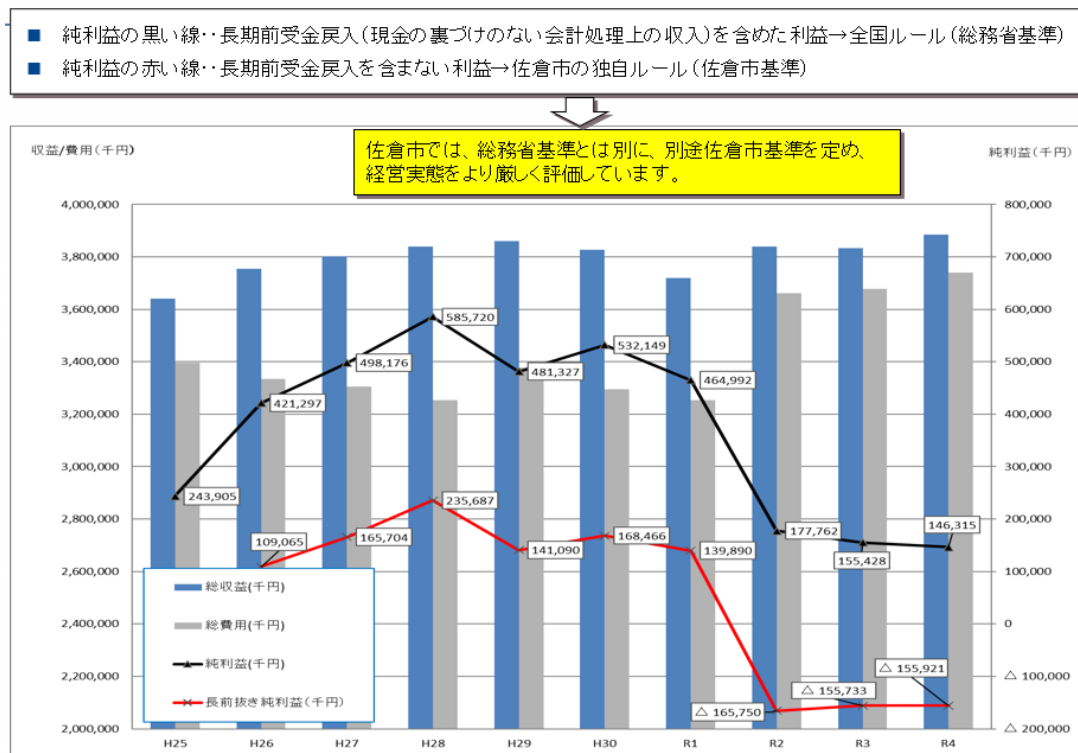
(1) 経営状況及び財政推計

【これまでの経営状況について】

水道事業は、平成13年の料金改定以来（消費税を除く）、黒字経営を維持し、令和元年度決算では約50億円の現金預金を保有するなど、安定経営を維持していましたが、令和2年3月に八ッ場ダムが完成し、このことにより令和2年度より受水量が増加しました。

令和2年度以降、単年度収支が大幅に悪化しました。令和4年度に料金改定をしたものの、動力費などの費用の増加や、コロナ禍の一時的な水需要の増加も解消したことなどから、経営状況は改善していません。

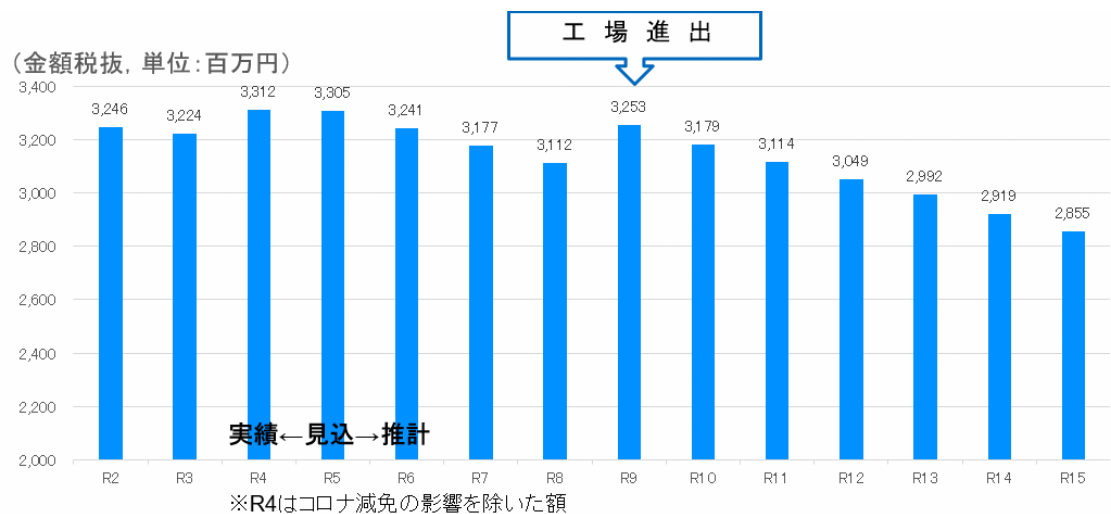
図表2 水道事業 純利益の推移



【今後の料金収入について】

水道料金収入は、人口減少に加えて節水機器の普及や水道利用者の節水意識の高まりにより、年間有収水量は減少傾向と見込まれます。令和9年度の新たな工場進出により、一時的な増加が見込まれますが、その後は緩やかな減少が見込まれています。

図表3 料金収入の推移（令和6年7月30日時点）

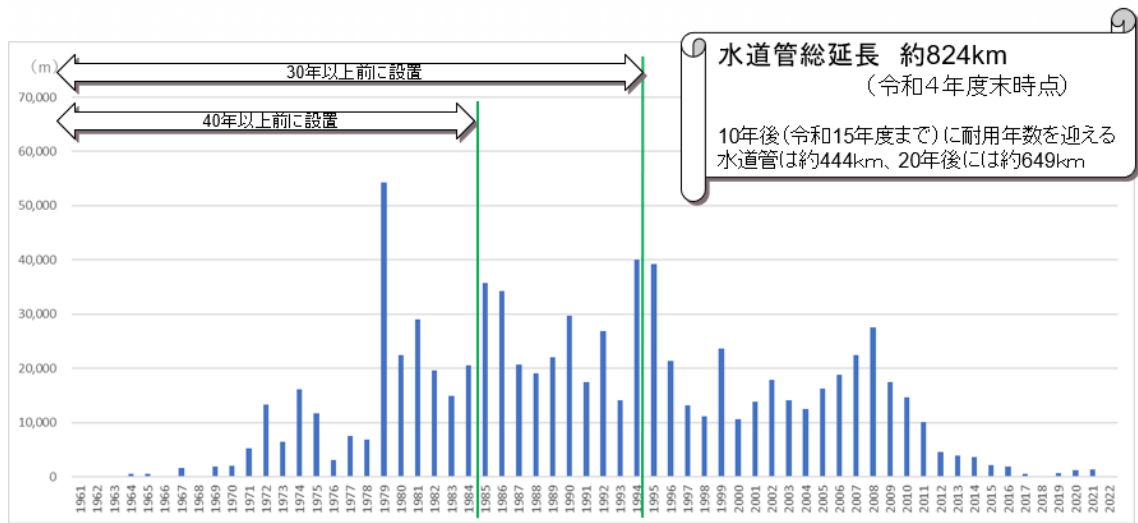


【今後の収支について】

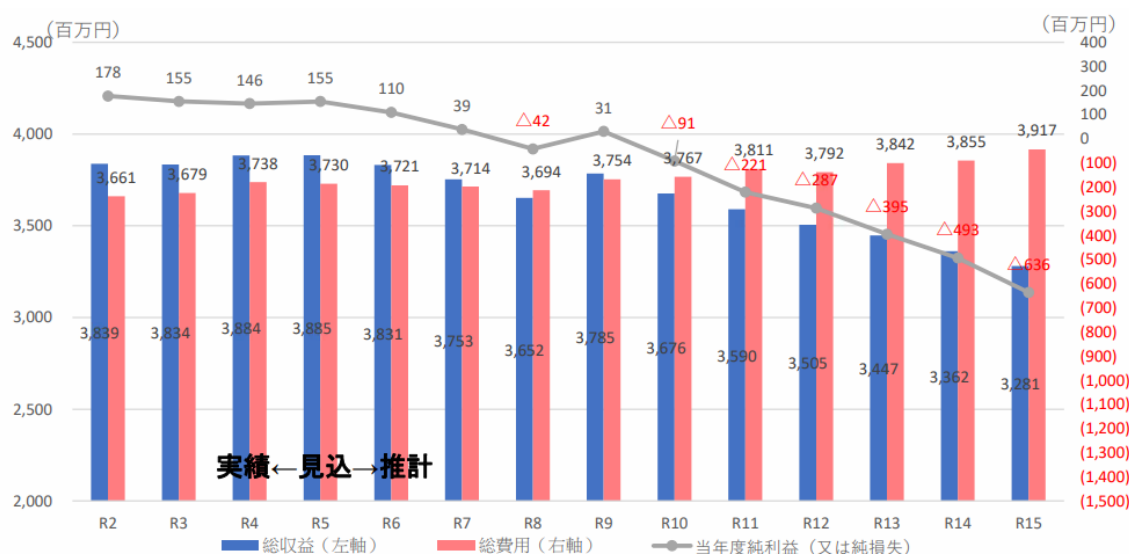
総収益は、主な収入である料金収入の減少により減少を想定しています。一方、総費用は近年の物価高騰に加え、老朽化した設備の修繕等の増加、資本的支出の老朽化した施設の更新事業の増加（図表4）による減価償却費の増加が見込まれます。

結果として、純利益は令和10年度以降赤字となり、以降は赤字額が拡大していくことが見込まれます。

図表4 水道施設の老朽化（水道管の管路延長）



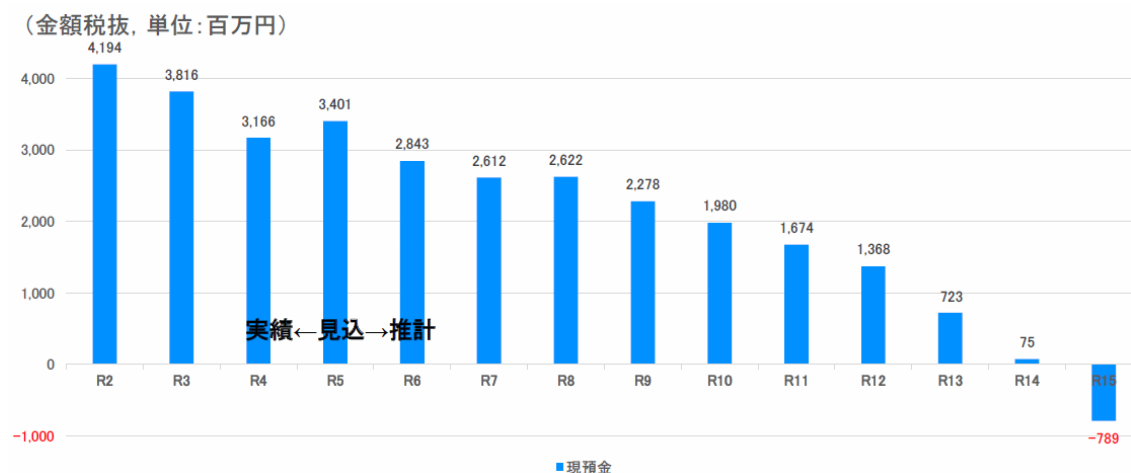
図表5 当年度純利益（収益的収支差引）の推移（令和6年7月30日時点）



【現金預金残高について】

建設事業において水道管の基幹管路の耐震化に多額の費用が必要とされていることや、令和13年度以降、浄水場の更新等により現金預金は大きく減少する見込みとなっています。施設の更新費用に充てるため、令和6年度より企業債を活用することを予定しているものの、現金預金残高は、令和15年度からマイナスに転じることが見込まれます。

図表6 現預金残高の推移（令和6年7月30日時点）



(2) 水道料金の改定について

今回の検討に当たり、事務局から以下の財政推計及び改定パターンが示されました。

図表 7 改定水準パターン

料金改定 パターン	料 金 改定率	説 明
		※料金の体系を見直した場合、量水器の口径や水量に応じ、改定率は異なります。
パターン ①	改定 なし	改定をしないパターン。収益的収支においては、令和 8 年度から損失が発生し、現金預金残高は令和 12 年度に 15 億円を下回り、令和 15 年度にはマイナスとなる。
パターン ②	35.2 %	算定要領による総括原価に資産維持費（資産維持率 3%）を計上したパターン。算定要領通りに算定した結果、安定経営に大きく寄与する。一方で、大幅な改定となり、利用者負担が大きくなる。
パターン ③	13.2 %	算定期間（令和 8 年度～令和 11 年度）において純利益（佐倉市基準）が毎年度発生する、安定経営を維持したパターン。 資産維持費を資産維持率 0.4%と見なした。
パターン ④	10.7 %	算定期間（令和 8 年度～令和 11 年度）において純利益（佐倉市基準）が平均して発生する、安定経営を維持したパターン。 資産維持費を資産維持率 0.1%と見なした。
パターン ⑤	9.8 %	算定要領による総括原価に資産維持費を計上しないパターン。 算定期間（令和 8 年度～令和 11 年度）において長期前受金戻入を差し引いた純利益（佐倉市基準）は平均して赤字となる。

【パターン③、④補足】

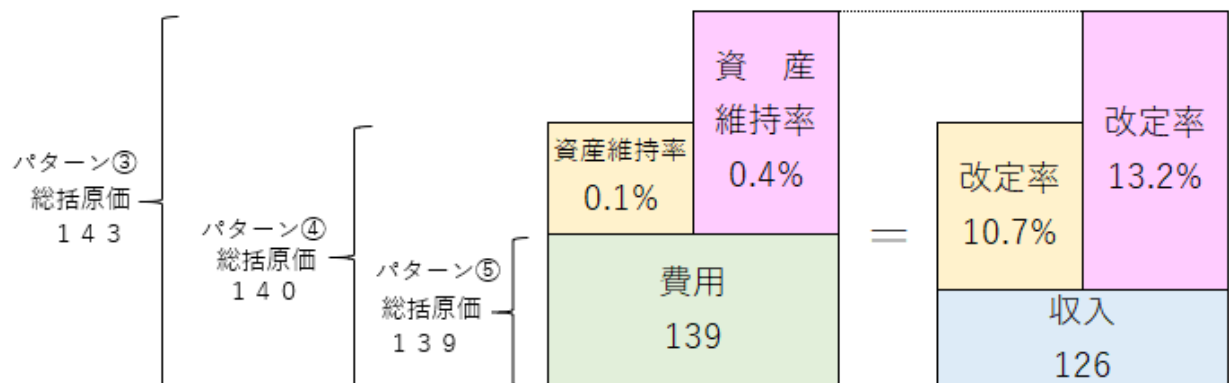
佐倉市では、佐倉市基準の純利益が黒字となる状況をもって、安定経営の水準と考えています。これを形にしたパターン③と④の算出方法は以下のとおりです。

- ・ 手順 1：算定期間において、佐倉市基準の純利益が黒字となるために必要な料金収入を試算

パターン③	算定期間の各年度が黒字となるためには、13.2%の改定が必要
パターン④	算定期間の 4 年平均が黒字（赤字の年もあるが全体を平均すると黒字）となるためには、10.7%の改定が必要

- ・ 手順 2：手順 1 で算出した料金収入の額を安定経営のために必要な総括原価とみなし、その額から費用を差し引いた額が、佐倉市にとって必要な資産維持費と算定する。（経営を維持しながら、計画した施設の更新が可能）

図表8 佐倉市基準と資産維持費（資産維持率）の関係（単位：億円）



図表8 佐倉市基準と改定水準パターン（単位：億円）

料金収入	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	計
現行料金を維持した場合	31	33	32	31	126

数値は、図表3 料金収入の推移より

パターン③	料金収入（13.2%改定）	35	37	36	35	143	
	総括原価 ※1	34	35	35	35	139	143
	+ 資産維持費	4 ※2				4	
③	純利益（佐倉市基準）	1	2	1	0	各年度黒字	

数値は、図表5 当年度純利益（収益的収支差引）の推移より

※1 総括原価は、総支出から加入負担金など経常的に見込める収入額を差し引いた額です。

※2 算定期間償却資産（R8期首残高+R11末残高）÷2×0.4%（資産維持率）

パターン④	料金収入（10.7%改定）	34	36	35	34	140	
	総括原価 ※1	34	35	35	35	139	140
	+ 資産維持費	1 ※3				1	
④	純利益（佐倉市基準）	0	1	0	-1	4年平均で黒字	

※3算定期間償却資産（R8期首残高+R11末残高）÷2×0.1%（資産維持率）

パターン⑤	料金収入（9.8%改定）	34	36	35	34	139	
	総括原価 ※1	34	35	35	35	139	139
	+ 資産維持費	0				0	
⑤	純利益（佐倉市基準）	0	1	0	-1	4年平均で赤字	

注）億円単位の表示のため、収支状況や合計額、当該数値で計算する改定率と本表記載の改定率などは一致しません。

(3) 水道料金体系について

佐倉市の料金は、口径によって、毎月固定的に発生する「基本料金」と使った水量に応じて加算される「従量料金」を合計して算出されます。現在の料金表は以下のとおりです。今回、事務局から、この料金表の見直し（水道料金体系の見直し）にあたり以下の案が示されました。

図表 9 佐倉市水道料金表（1 か月：税抜）

口 径	基本料金	従量料金(1㎡につき)				
		1 - 10㎡	11 - 20㎡	21 - 30㎡	31 - 70㎡	71㎡ 以上
13mm	557円					
20mm	1,168円					
25mm	2,090円	88円	138円	180円	230円	270円
30mm	3,698円					
40mm	6,378円					
50mm	10,291円					
75mm	22,940円					
100mm	40,736円					
150mm	88,976円					

①基本料金
 口径によって決定。
 毎月同額の固定費

水量区画

②従量料金
 使用した水量によって決定。
 変動費。

○使用水量が多ければ、単価が段階的に高くなる**逦増型従量料金**です。
 ○逦増度(※)は、**3.1**です。
 ※逦増度＝最高従量料金単価÷最安従量料金単価

【基本料金改定案】

基本料金については、全ての口径において一律で改定率を乗じる案です。

図表 10 口径別基本料金案

口径	基本料金(円/月)税抜き		
	現行	【事務局案】 パターン③132%(増減)	【事務局案】 パターン④10.7%(増減)
13mm	557	690 (+73)	616 (+59)
20mm	1,168	1,322 (+154)	1,292 (+124)
25mm	2,090	2,365 (+275)	2,313 (+223)
30mm	3,698	4,186 (+488)	4,093 (+395)
40mm	6,378	7,219 (+841)	7,060 (+682)
50mm	10,291	11,649 (+1,358)	11,392 (+1,101)
75mm	22,940	25,968 (+3,028)	25,394 (+2,454)
100mm	40,736	46,113 (+5,377)	45,094 (+4,358)
150mm	88,976	100,720 (+11,744)	98,496 (+9,520)

【従量料金改定案】

従量料金について算定要領の考え方は、使用量にかかわらず公平に負担すべきものであるから原則均一料金（全水量区分の単価が同じ）とされています。ただし、均一型への移行は、急激な変化をもたらし一般家庭への負担が大きいことから本案では、均一型へ段階的に移行しようとする案として提案されています。

具体的には、水量区分は現行どおりとし、算定要領に基づき算出した基準単価（均一型単価）以上の単価は、据え置き、基準単価以下の単価は、改定（1 m³～10 m³は 24 円、11 m³～20 m³は 12 円の改定）しようとする案です。

図表 1 1 従量料金案

水量区画	従量料金(円/月)税抜き									
使用量	現行	【算定要領 パターン③ 13.2%	【事務局案】 パターン③ 13.2% (現行料金 増減)	算定要領 との差額	【算定要領 パターン④ 10.7%	【事務局案】 パターン④ 10.7% (現行料金 増減)	算定要領 との差額	(参考) 現行料金 一律改定 10.7% (増減)		
1-10m³	88	150	112 (+24)	Δ38	147	108 (+20)	Δ39	97	(+9)	
11-20m³	138		150 (+12)	+0		147 (+9)	+0	153	(+15)	
21-30m³	180		180 (0)	+30		180 (0)	+33	199	(+19)	
31-70m³	230		230 (0)	+80		230 (0)	+83	255	(+25)	
71m³以上	270		270 (0)	+120		270 (0)	+123	299	(+29)	
逓増度	3. 1	1	2. 4		1	2. 5		3. 1		

このような提案を受け、当懇話会の議論では、基本料金については、一律改定であり、特段の異論は出ず、まとめりましたが、従量料金については、算定要領の考え方は理解するものの使用量の少ない1 m³～10 m³と11 m³～20 m³のみの改定であり、市民が不公平感を感じるのではないか、市民の理解を得られるのか、従量料金についても一律に改定すべきではないか、などの意見がありました。

この点、事務局からは、算定要領に基づいた料金体系（均一単価）に近づけていきたいという考え方を基本とする中、以下の説明がありました。

- ・料金の計算は、最低区分（1 m³～10 m³）の単価から使用水量に応じ、次の高い区分単価が適用される。今回の改定は、ほぼ全ての水道利用者が通過する低い水量区分を改定するため、料金計算上、一般世帯も大口利用者も同等の負担となること。

《水道料金計算例（現行料金）40 m³の場合》

口径別基本料金＋（88 円×10 m³）＋（138 円×10 m³）＋（180 円×10 m³）
 ＋（230 円×10 m³） ※大口利用者も低い区分から順次適用される。

- ・従量料金表では、1 m³～10 m³と11 m³～20 m³のみの改定であるが、実際に負担する水道料金全体で見ると一般世帯のみではなく、飲食店、小売店といった事業者に対しても負担が増加していること。

図表 1 2 水道料金の比較

（税込・1 か月）

水道料金 従量料金 パターン別	一般世帯				飲食店モデル ケース		小売店(生鮮スー パー)モデルケース	
	口径 13mm 1ヶ月 10m ³		口径 20mm 1ヶ月 20m ³		口径 25mm 1ヶ月 50m ³		口径 100mm 1ヶ月 200m ³	
	現行	改定 (増額)	現行	改定 (増額)	現行	改定 (増額)	現行	改定 (増額)
パターン③	1,580	1,925 (+345)	3,770	4,336 (+566)	11,825	12,523 (+698)	98.00	104,316 (+6,311)

当懇話会としては、これら意見が交わされる中、全体の改定率については、パターン③、④どちらであっても佐倉市が考える安定経営の水準にあるもののパターン④（4年平均で佐倉市基準の純利益が黒字となる水準）では、算定期間の最終年度となる令和11年度には、純利益が赤字に転じ、次期算定期間（令和12年度～）へのしわ寄せが大きくなることなどから、パターン③を採用することといたしました。

なお、パターン③は、資産維持率0.4%を総括原価に含めるものでありますが、これは、今後の佐倉市の水道施設の耐震化や更新を進めていく事業費を確保する上で、必要なものと判断しました。

料金体系については、算定要領に基づく料金体系（均一型料金）に段階的に近づける、という考え方を踏まえたもので、一般世帯のみではなく、飲食店、小売店といった事業者に対しても幅広く負担が増加します。

また、基本料金の大口径使用者の改定額が大きいため、従量料金は多量水量の料金への割り振りは限定的となっています。

以上のことから、以下の改定案は、小口利用者と大口利用者の負担のバランスや改定時の市民理解などを総合的に考慮したもので、現実的な改定案として妥当である、という結論に至りました。

図表 1 3 基本料金・従量料金改定案（最終）

基本料金

口径	基本料金(円/月)税抜き	
	現行	パターン③132%(増減)
13mm	557	630 (+73)
20mm	1,168	1,322 (+154)
25mm	2,090	2,365 (+275)
30mm	3,698	4,186 (+488)
40mm	6,378	7,219 (+841)
50mm	10,291	11,649 (+1,358)
75mm	22,940	25,968 (+3,028)
100mm	40,736	46,113 (+5,377)
150mm	88,976	100,720 (+11,744)

従量料金

水量区画		従量料金(円/月)税抜き	
使用量	水量割合(R5決算)	現行料金(円)	【事務局案】 パターン③ (現行料金増減)
1-10㎡	45.0%	88	112 (+24)
11-20㎡	26.5%	138	150 (+12)
21-30㎡	10.0%	180	180 (0)
31-70㎡	5.7%	230	230 (0)
71㎡以上	12.8%	270	270 (0)
逡増度		3.1	2.4

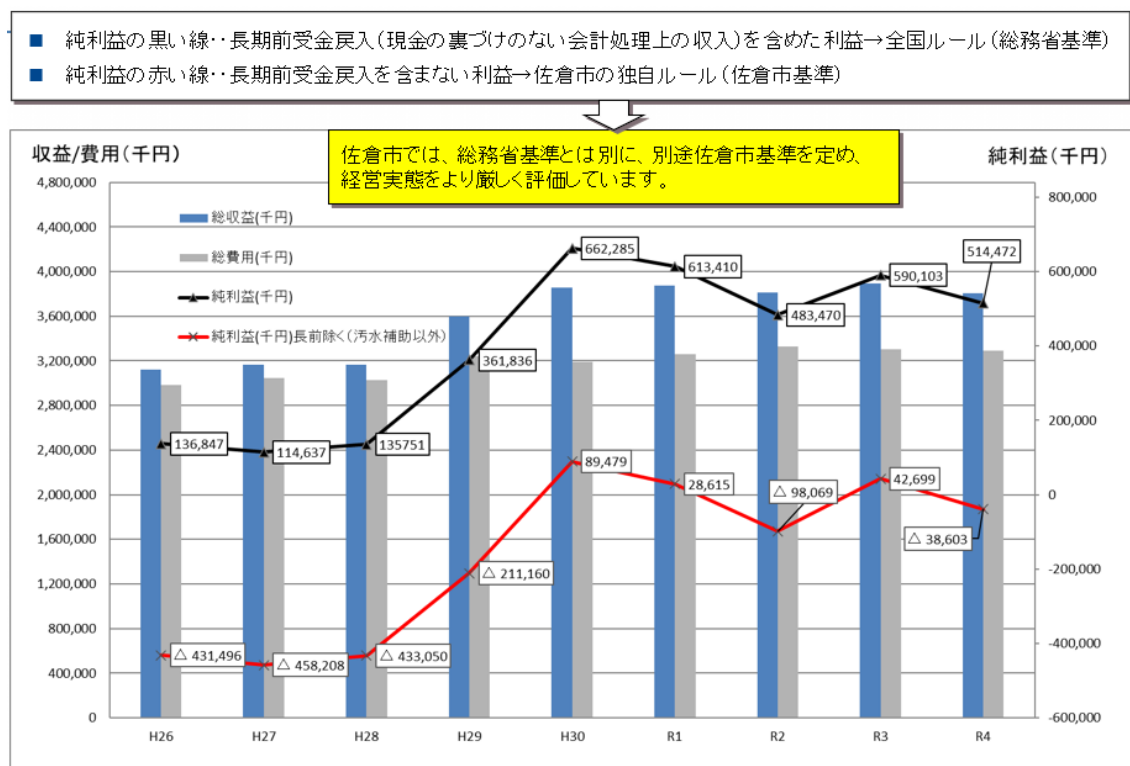
2 下水道使用料について

(1) 経営状況及び財政推計

【これまでの経営状況について】

下水道事業は、平成29年7月に33.1%の改定を実施し、これにより経営状況は改善しました。単年度収支では、利益は減少傾向ですが、現状約27億円の現預金を保有する中で、今後の事業計画の事業費を考慮した上でも、当面の経営体力は保持しているものと考えています。

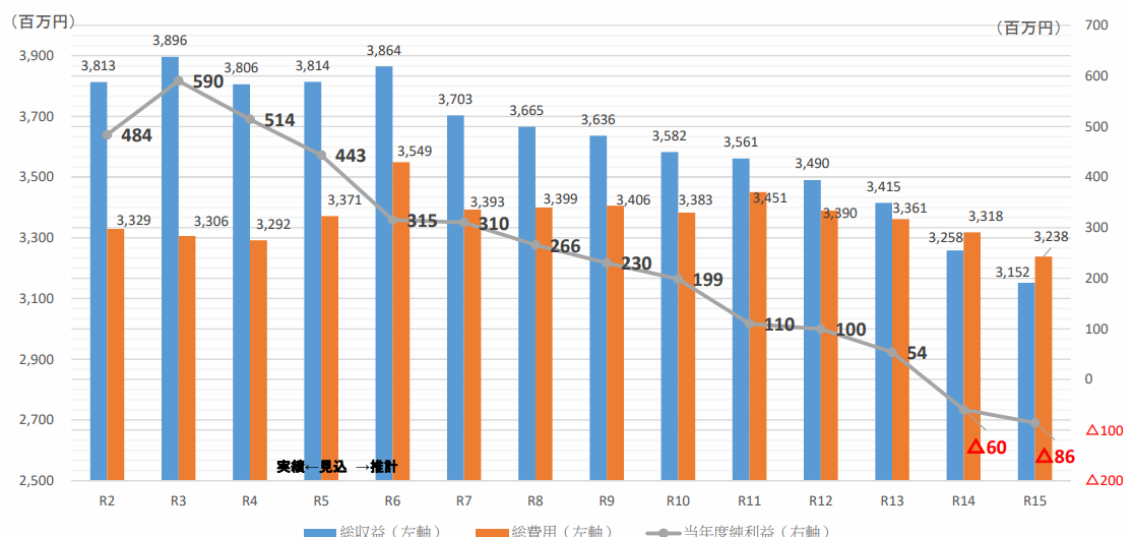
図表14 下水道事業 純利益の推移



【今後の収支について】

総収益は主に使用料収入減少により減少が見込まれるため、純利益は減少傾向となることが見込まれます。また、流域下水道維持管理負担金の単価は上昇傾向であり、今後費用の大幅な増加も懸念されます。

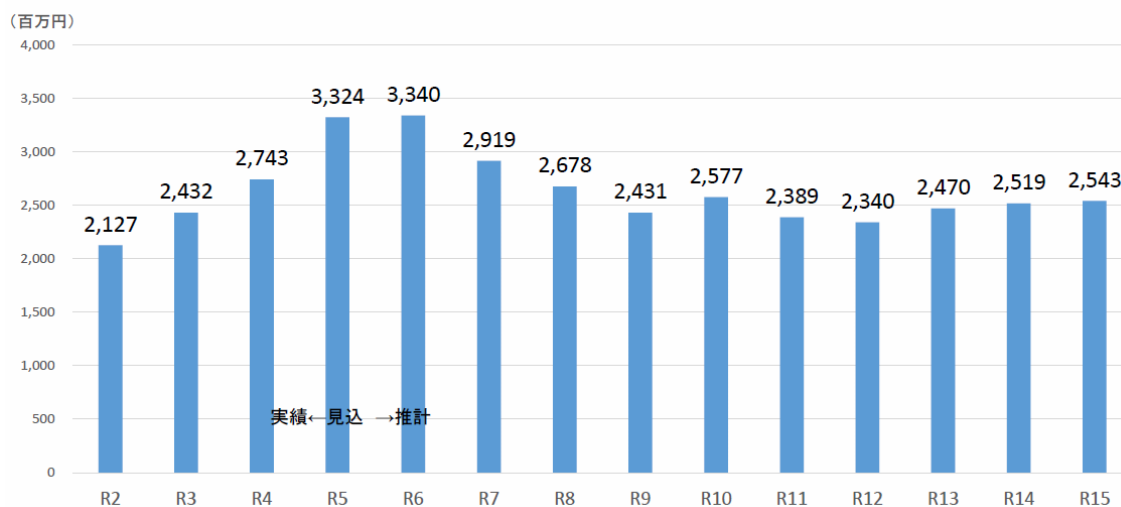
図表 1 5 当年度純利益（収益的収支差引）の推移（令和 6 年 7 月 30 日時点）



【現金預金残高について】

単年度の現金収支は平成 2 9 年 7 月の使用料改定やストックマネジメント計画による工事の平準化により、平成 3 0 年度以降、現金預金残高は増加傾向に転じておりますが、今後は、老朽管の更新や志津中継ポンプ場の耐震等の事業を控えているため、必要な現金を留保しつつ、財源が不足する水道事業への長期貸付（R 7 ～ R 9）を検討しております。

図表 1 6 現預金残高の推移（令和 6 年 7 月 30 日時点）



(2) 下水道使用料の改定について

このような経営状況及び財政推計から当懇話会の議論では、

- ・ 下水道事業については、水道事業同様、人口減少の中にあって、災害対策を含め下水道施設の耐震化を進めていく必要があること
- ・ 資金面では、現状必要な現金預金を確保していると考えられること
- ・ 今後大幅改定となるような状況は避けるべきであること

.....
などの意見が交わされ、最終的に下水道使用料の改定は見送るべき、との結論を得ました。